

総合事業における緩和型サービス 事業所指定に係る説明会

平成31年3月15日(金)13:30～14:30

二中地区公民館1F 集会室

土浦市保健福祉部 高齢福祉課

◆説明会の内容…

1. 総合事業(緩和型サービス)
2. 緩和型サービス指定に係る諸手続き

1. 総合事業(緩和型サービス)



土浦市の現状と将来推計…

(1) 人口等

	平成28年度	平成29年度	平成30年度		平成37年度 (2025年度)	※1
総人口(人)	143,726	143,182	142,734		134,618	
65歳以上人口(人)	38,281	39,129	39,904		38,917	
高齢化率(%)	26.6%	27.3%	28.0%		28.9%	
第1号被保険者数(人)	37,963	38,793	39,524		38,917	※2
第1号要介護(要支援)認定者数(人)	5,495	5,728	6,042		7,193	
認定率(%)	14.5%	14.8%	15.3%		18.5%	

※1 各年度4/1時点の数値(平成37年度は推計値。「第7次土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画」より)

※2 本来であれば住所地特例者を除いた数値となるが、現状では住所地特例者の人数を見込めないことから65歳以上人口とする。

人口⇒減

高齢化率
⇒増

(2) 認知症, ひとり暮らし高齢者

	平成28年度	平成29年度	平成30年度		平成37年度 (2025年度)
認知症 認定者数	3,497人	3,607人	3,767人		4,302人
ひとり暮らし 高齢者数	2,951人	2,794人	2,698人		

※各年度4/1時点の数値

※認知症認定者数の平成37年度は推計値。「第7次土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画」より。

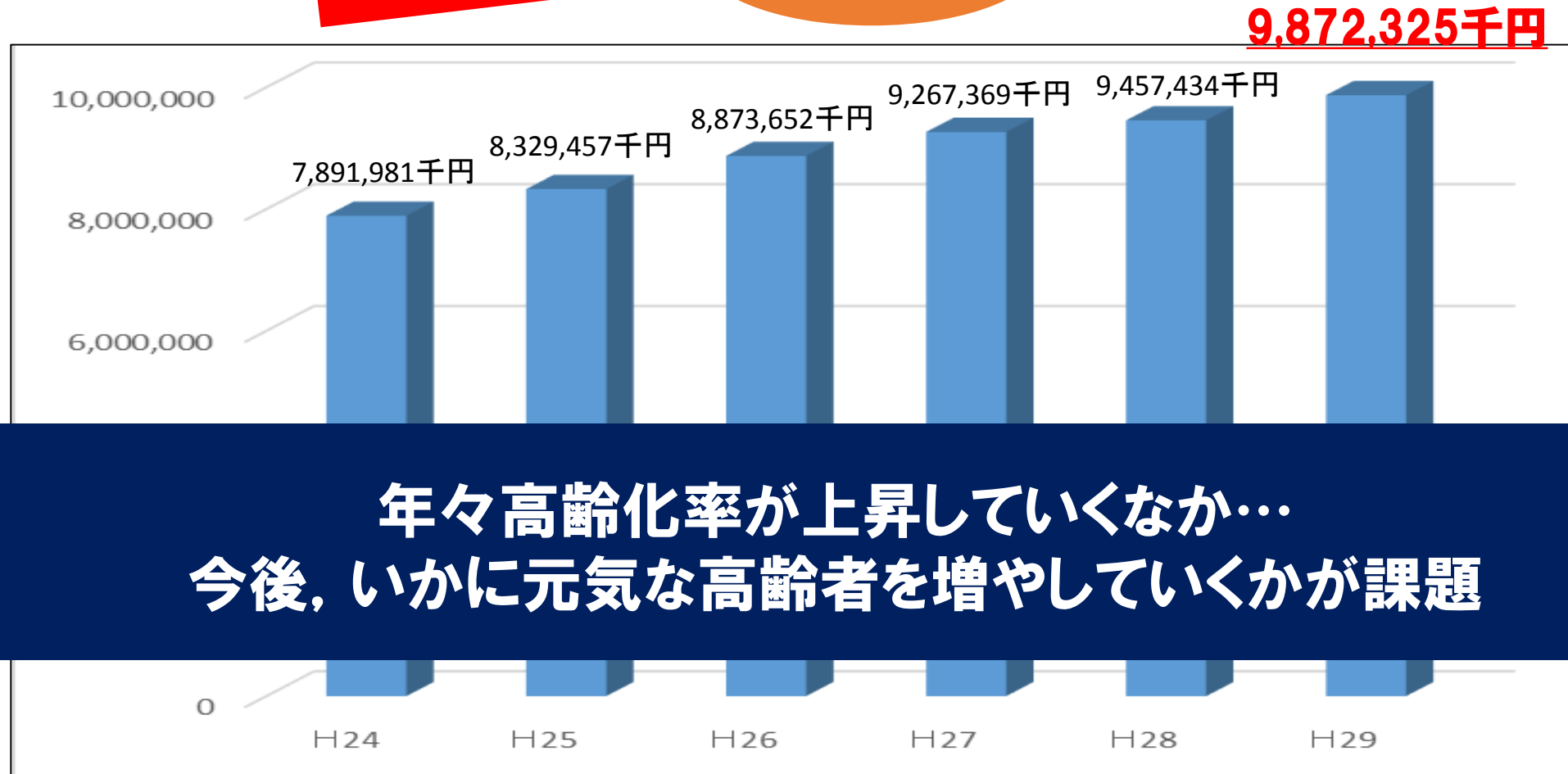
※「ひとり暮らし高齢者数」は要介護等認定者から計上。平成37年度は推測できないため未計上

認知症高齢者
⇒増

土浦市の現状と将来推計…（続き）

（３）介護給付費

年々増加



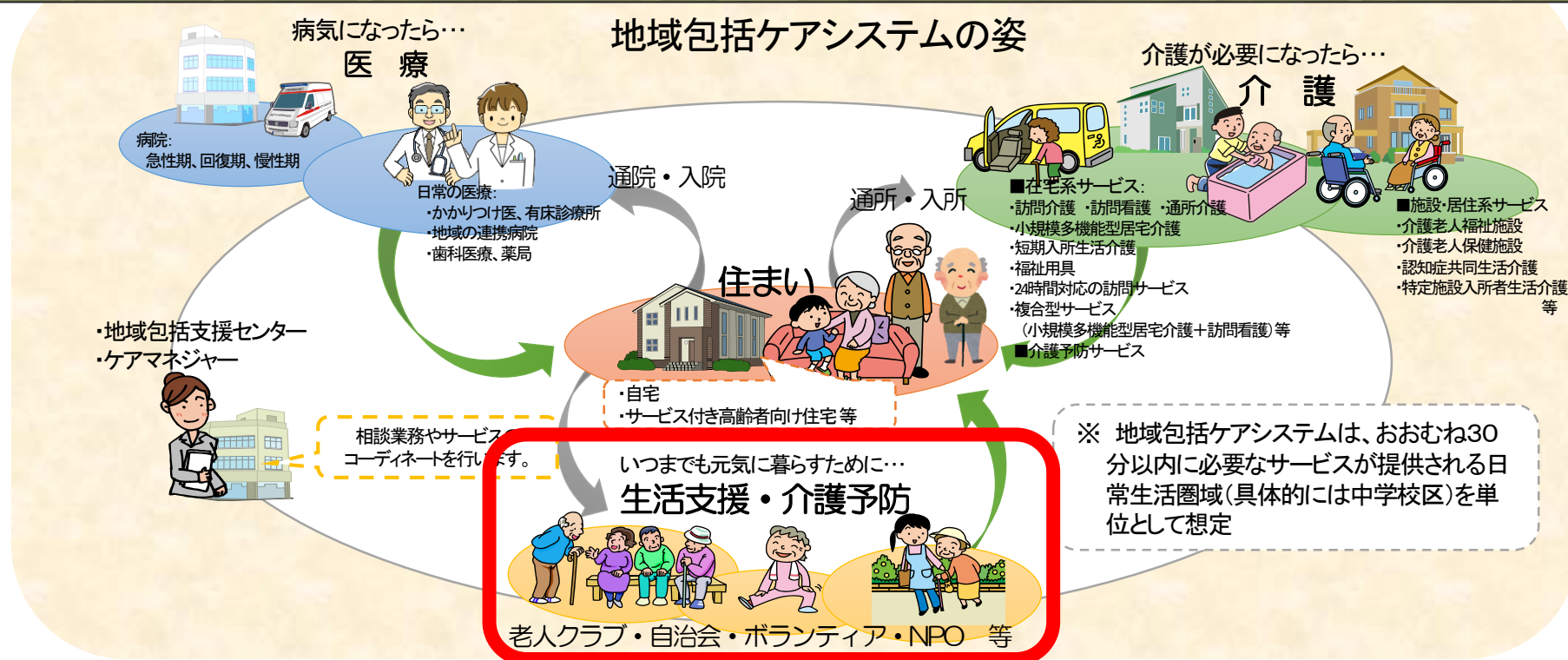
年々高齢化率が上昇していきなか…
今後、いかに元気な高齢者を増やしていくかが課題

総合事業の概要



地域包括ケアシステムの構築①

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



【厚生労働省資料から】

地域包括ケアシステムの構築②

- 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「介護」「医療」「予防」といった専門的サービスの前提として、「住まい」と「生活支援・福祉」といった分野が重要である。
- 自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる(体系化・組織化する)役割が必要。
- とりわけ、都市部では、意識的に「互助」の強化を行わなければ、強い「互助」を期待できない。



自助：・ 介護保険・医療保険の自己負担部分
・ 市場サービスの購入
・ 自身や家族による対応

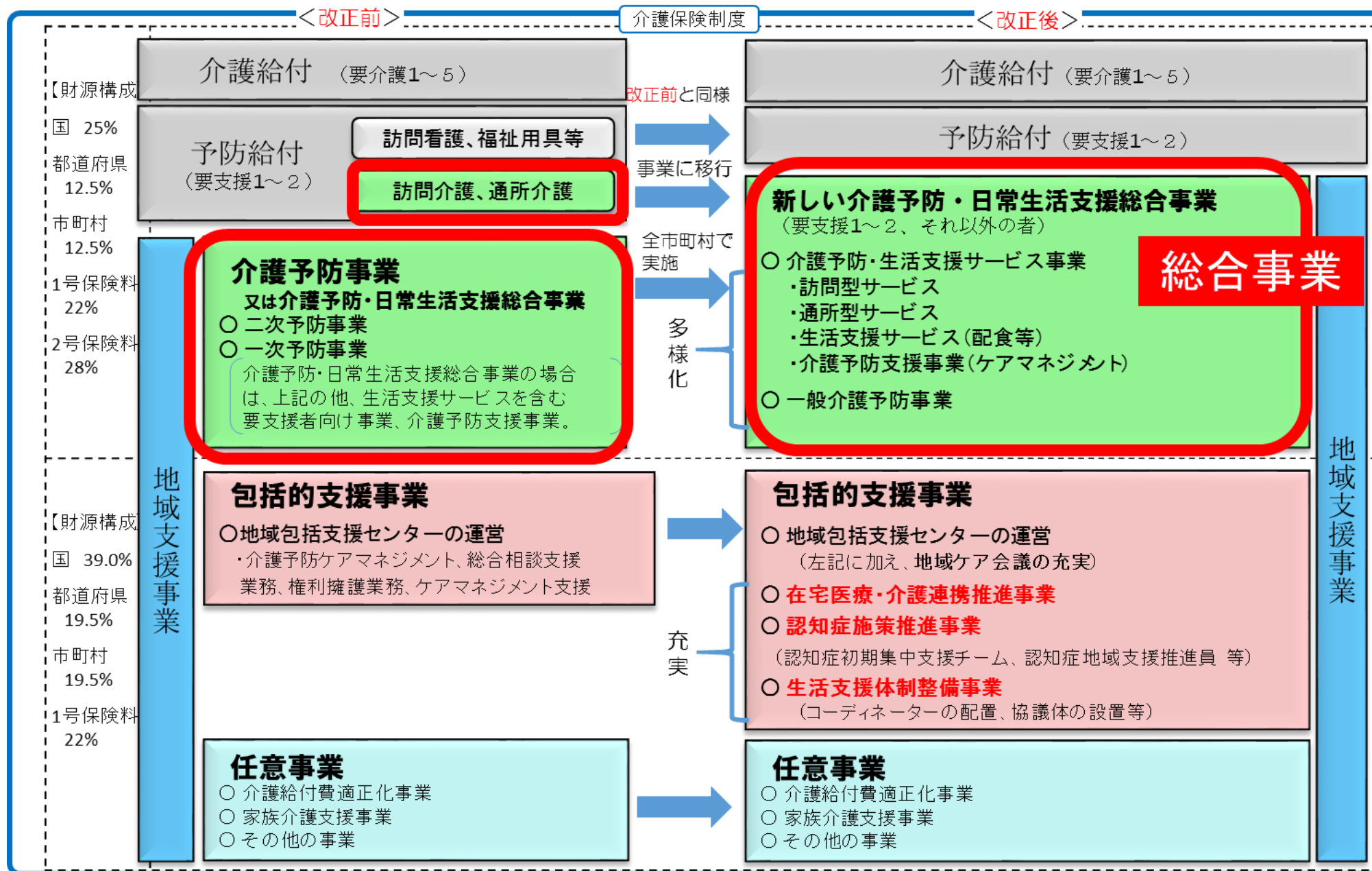
互助：・ 費用負担が制度的に保障されていないボランティアなどの支援、地域住民の取組み

共助：・ 介護保険・医療保険制度による給付

公助：・ 介護保険・医療保険の公費（税金）部分
・ 自治体等が提供するサービス

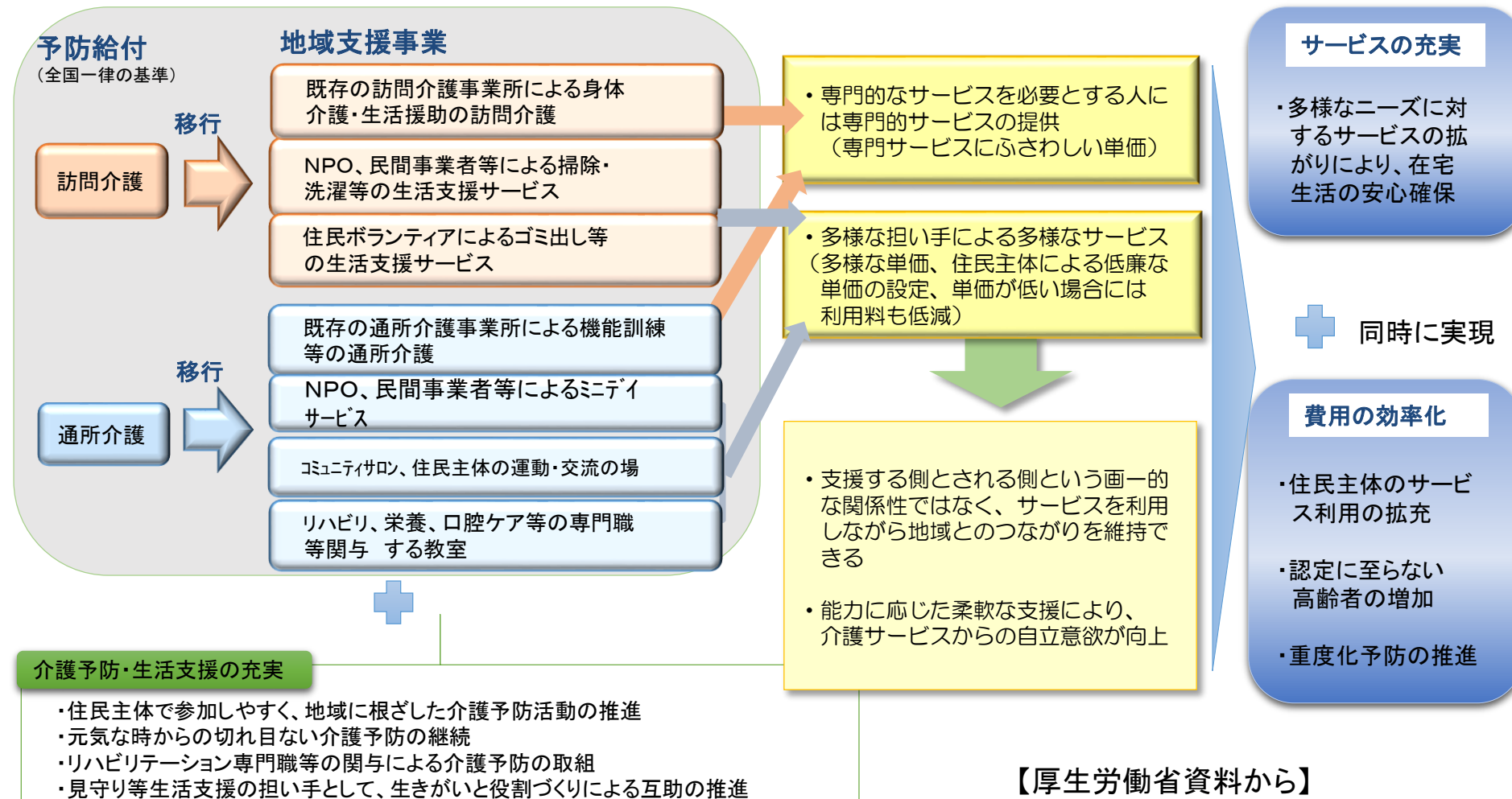
地域支援事業の改正

【厚生労働省資料から】



多様な主体によるサービス提供

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行（29年度末まで）。財源構成は給付と同じ（国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料）。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



サービス事業と介護予防事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）

○ 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。

- ①要支援認定を受けた者
- ②基本チェックリスト該当者（事業対象者）

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。

※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつながるためのもの。

※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業

○ 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

【厚生労働省資料を一部改変】

訪問型サービスの類型

①訪問型サービス

【厚生労働省資料から】

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

通所型サービスの類型

【厚生労働省資料から】

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

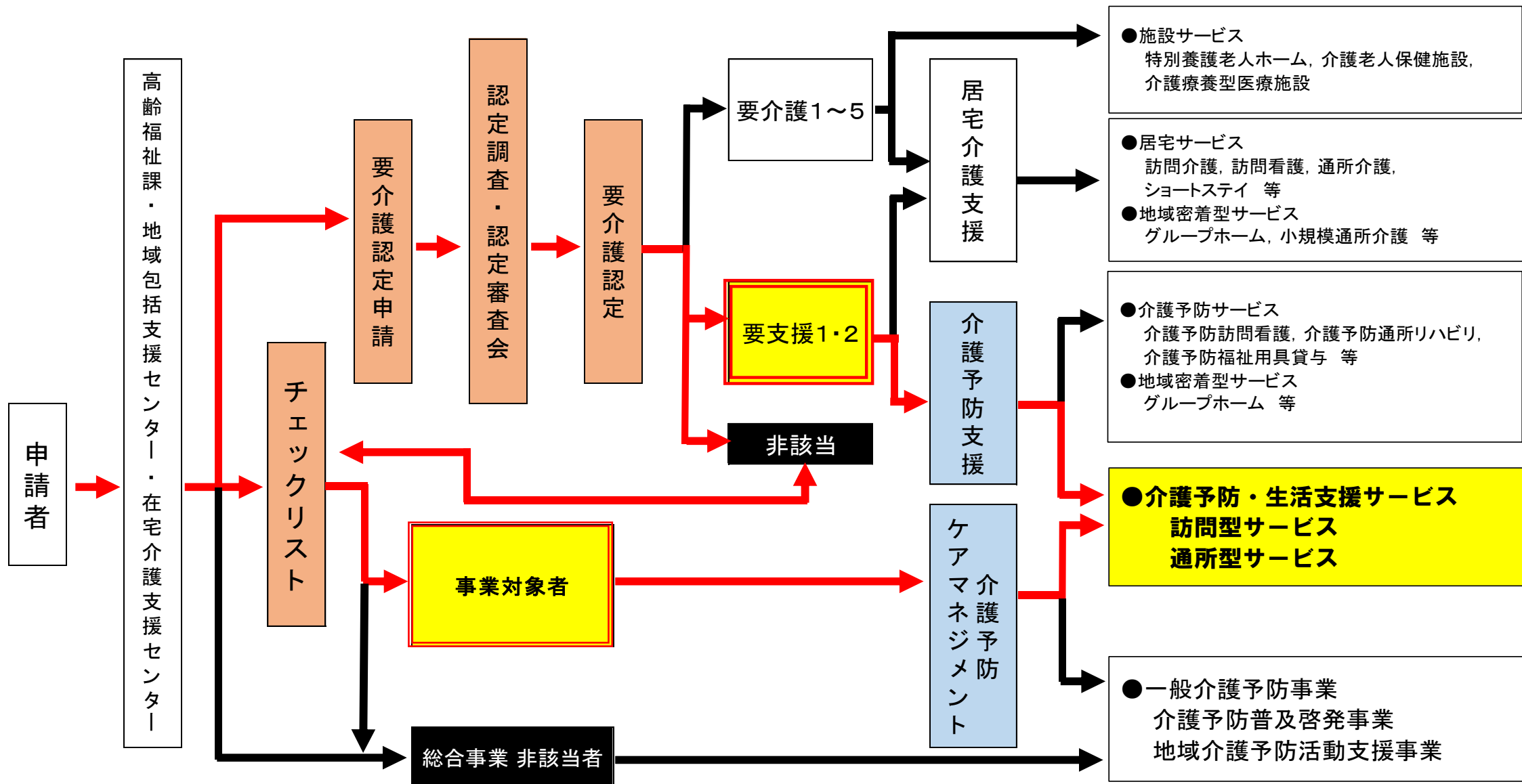
- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	住民主体による支援	・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

総合事業の利用の流れ



サービス利用の概念図



基本チェックリストの内容 (厚生労働省作成)

◆市役所，地域包括支援センター，在宅介護支援センターで実施しています。

◆該当，非該当の結果は，その場で確認することができます。

表7 基本チェックリスト様式

記入日：平成 年 月 日 ()

氏名		住 所		生年月日	
希望するサービス内容					
No.	質問項目				回答：いずれかに○をお付けください
1	バスや電車で1人で外出していますか				0. はい 1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか				0. はい 1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか				0. はい 1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか				0. はい 1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか				0. はい 1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか				0. はい 1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか				0. はい 1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか				0. はい 1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか				1. はい 0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか				1. はい 0. いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか				1. はい 0. いいえ
12	身長	cm	体重	kg	(BMI =) (注)
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか				1. はい 0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか				1. はい 0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか				1. はい 0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか				0. はい 1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか				1. はい 0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか				1. はい 0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか				0. はい 1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか				1. はい 0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない				1. はい 0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった				1. はい 0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる				1. はい 0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない				1. はい 0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする				1. はい 0. いいえ

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5未満の場合に該当とする

本市における総合事業サービス



訪問型サービス

(H30年度)

基 準	現行の訪問介護相当	多様なサービス
サ ー ビ ス 種 別	訪問介護	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サ ー ビ ス 名 称	基準型訪問サービス	緩和型訪問サービス
内 容	訪問介護員による身体介護, 生活援助	生活援助等
サ ー ビ ス 事 業 者	指定訪問介護事業者	土浦市シルバー人材センター 土浦市社会福祉協議会
名 称		シルバー家事援助サービス 社協家事援助サービス
サ ー ビ ス 提 供 者	訪問介護事業所の従業者	シルバー人材センター会員 社協友愛サービス会員
利 用 ケ ー ス	●要支援者で既に介護予防訪問介護を利用しており, ケアマネジメント上, 継続して利用する必要があると認められる場合。 ●ケアマネジメントにおいて身体介護が必要と判断される場合。	●要支援者で既に生活援助のみのサービスを利用しており, 緩和型訪問サービスへの移行が可能な場合。 ●新規の総合事業対象者で, 生活援助のみのサービスが必要と判断される場合。 ●基準型訪問サービスだけでは自立生活が継続できないと判断される場合。
事 業 実 施 方 法	事業所指定による	委託による
報 酬 単 価 ※ 1	介護予防訪問介護における報酬と同等	1時間程度 1,300円
利 用 者 負 担	1割又は2割負担	100円(定額)
限 度 額 管 理 の 有 無	有(国保連で管理)	無 ※2 (高額介護予防サービス費は対象外)
サ ー ビ ス 提 供 者 へ の 支 払 い 方 法	国保連経由で審査・支払	市に直接請求により, 振込支払
給 付 制 限		無 ※3

※1 事業所指定による緩和型訪問サービスの単価は別に設定。事業所指定の場合の利用者負担は基準型訪問サービスと同様。請求も国保連への請求となる。

※2 事業所指定の場合は限度額管理有。

※3 予防給付対象者(要支援認定更新前の利用者)・予防給付対象事業については, 現行通り給付制限有

通所型サービス

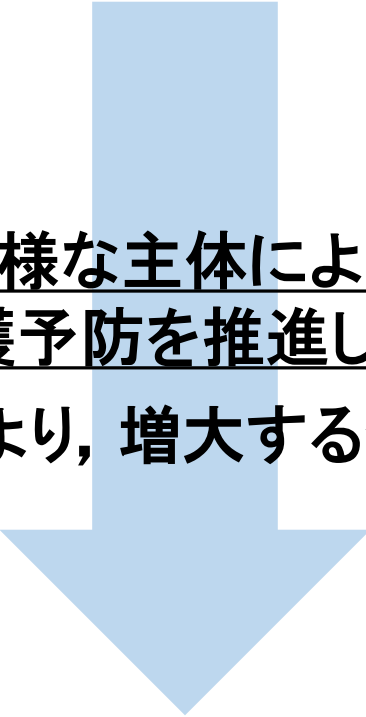
(H30年度)

基 準	現行の通所介護相当	多様なサービス
サ ー ビ ス 種 別	通所介護	移行当初は「基準型通所サービス」と一般介護予防事業の通いの場（生きがい対応型デイサービスや土浦市社会福祉協議会の「ふれあい・いききサロン」等の利用に繋げる。 ※1
サ ー ビ ス 名 称	基準型通所サービス	
内 容	通所介護と同等のサービス 生活機能向上のための機能訓練	
サ ー ビ ス 事 業 者	指定通所介護事業者	
サ ー ビ ス 提 供 者	通所介護事業所の従業者	
利 用 ケ ー ス	●要支援者で既に介護予防通所介護を利用しており、ケアマネジメント上、継続して利用する必要があると認められる場合。 ●ケアマネジメントにおいて通所型サービスが必要と判断される場合。	
事 業 実 施 方 法	事業所指定による	
報 酬 単 価	介護予防通所介護における報酬と同等	
利 用 者 負 担	1割又は2割負担	
限度額管理の有無	有（国保連で管理）	
サービス提供者への支払い方法	国保連経由で審査・支払	
給 付 制 限	無 ※2	

※1 多様な主体による通所型サービスの整備は今後検討（指定の場合の単価、委託等の場合の単価も未定）

※2 予防給付対象者（要支援認定更新前の利用者）・予防給付対象事業については、現行通り給付制限有

- ◆高齢化率と介護給付費の増大・・・
- ◆緩和型サービスの種類が少ない・・・
- ◆担い手として活躍できる場が少ない・・・



地域のニーズに応じて、多様な主体による、多様なサービスを整備し、
高齢者の介護予防を推進していく必要性

柔軟な単価設定により、増大する介護保険事業費を抑制

緩和型サービス事業の活性化！

介護予防を目的とした利用者の受け皿となるサービスを拡充したい！

2. 緩和型サービス指定に係る諸手続き



緩和型サービスとは

緩和型サービスとは

総合事業の、介護予防・生活支援サービスの中のひとつ。

利用者が可能な限り、その居宅において自立した生活を営み、要支援状態の維持もしくは改善を図り、または要介護状態となることを予防することを目的に、基準型サービスと比して、人員や運営基準を緩和したサービス。

訪問型サービスの類型

(再掲)

①訪問型サービス

【厚生労働省資料から】

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

通所型サービスの類型

(再掲)

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	住民主体による支援	・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

緩和型サービスの (緩和された)基準について



緩和型サービス・・・(緩和された)基準について

◆訪問型サービスA(緩和型訪問サービス)

※別添「基準対照表」より抜粋

サービス内容	基準型訪問サービスと比して緩和された、掃除・買い物・調理などの生活援助のみ
提供時間	1時間程度
人員基準	①管理者:常勤・専従1名以上 ※1 ②従業者※2: 訪問介護員等(訪問介護員・介護福祉士・研修修了者※3)から、緩和型訪問サービスを適切に行うために必要と認められる数 ③訪問事業責任者:緩和型訪問サービスに従事するもののなかから、必要と認められる数(有資格者) ※4 ※1 管理上支障がない場合は、他の職務、同一敷地内の他の事業所・施設等の職務と兼務可 ※2 <u>土浦市生活支援担い手養成講座修了者</u> ※3 サービス提供上支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所または指定夜間対応型訪問介護事業所に従事できる。 ※ 訪問介護または介護予防訪問介護(基準型訪問サービス)と一体的に実施されている場合は、訪問介護等の基準を満たす必要があります
設備基準	緩和型訪問サービス事業の運営に必要な広さを有する専用の区画を設け、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない ※訪問介護または、介護予防訪問介護事業と一体的に実施されている場合は、訪問介護等の基準を満たしていれば、緩和型訪問サービスの基準を満たしているとみなすことができる。
報酬	《30～60分》 ○ 週1回程度(月6回まで):1回 220単位 《30分未満》 ○ 週1回程度(月10回まで):1回 140単位 ※初回加算:200単位

緩和型サービス・・・(緩和された)基準について

◆通所型サービスA(緩和型通所サービス)

※別添「基準対照表」から抜粋

サービス内容	ミニデイサービス、運動、レクリエーション等、利用者の生活機能の維持または向上を目指す(送迎有)	
提供時間	送迎時間を除く2時間以上	
人員基準	①管理者:常勤・専従1名以上 ※1 ②従業者:資格要件なし 利用者が15人以内 ⇒常勤換算1名以上 利用者が15人を超える場合 ⇒利用者1人あたりに対して必要と認められる数 ※1 支障がない場合、他の職務、同一地基地内の他事業所等の職務に従事可能 ※ 通所介護または介護予防通所介護(基準型通所サービス)と一体的に実施されている場合、通所介護等の基準を満たしていれば、緩和型通所サービスの基準を満たしているとみなすことができる。	
設備基準	3㎡×利用定員 以上 ※1 通所介護または介護予防通所介護(基準型通所サービス)と同一事業所で一体的に実施されている事業所の場合は、通所介護等の規定する基準を満たしていれば、緩和型通所サービスの基準を満たしているとみなすことができる。 ※2 この場合、設備は共用できることとする。ただし、各サービスの提供に支障が出ないよう配慮すること	
利用定員	通所介護、基準型通所サービスとは別に定める ただし、通所介護及び介護予防通所介護(基準型通所サービス)と緩和型サービスの利用者の合計は、各事業所で設定している定員の範囲内とする。	
報酬	1回につき295単位(原則1月に4日まで)※減算はなし	※ 運動器機能向上加算:225単位

緩和型サービス申請に係る諸手続き



緩和型サービス指定に係る諸手続き

◆申請に関して…

指定基準については別添「基準対照表」参照。

⇒他にも、国で定める「必ず遵守すべき基準」として、

- ①事故発生時の対応
- ②従事者または従事者であったものによる秘密保持
- ③従事者の生活保持と健康状態の管理
- ④廃止・休止の届出と便宜の提供

が指定基準として定められている。

緩和型サービス指定に係る諸手続き

◆申請に必要な書類

※別添「指定申請に係る添付書類一覧」参照

市ホームページ「総合事業に係る事業者向けページ」にも掲載しております

- ✓ ①指定(指定更新)申請書
- ✓ ②付表(訪問・通所)
- ③登記事項証明書(写)
- ✓ ④従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ✓ ⑤管理者・サービス提供責任者の経歴
- ⑥資格証(必要な職種のみ)(写)
- ✓ ⑦事業所の平面図
- ⑧事業所の写真
(外観及び内部設備等)

- ⑨運営規定
- ✓ ⑩利用者からの苦情処理の概要
(苦情対応マニュアル等)
- ⑪損害賠償保険(写)
- ✓ ⑫誓約書
- ✓ ⑬第1号支給儀の請求に関する事項
(加算の届出)
- ⑭事業所のパンフレットなど
- ⑮その他, 土浦市が必要と認める書類

緩和型サービス指定に係る諸手続き

◆申請に係るスケジュール

○事業開始予定日の1ヶ月前に申請書を提出をお願いします

また、申請書提出前に事前連絡をお願いいたします

緩和型サービス指定に係る諸手続き

◆指定後に関して…

○指定の有効期間

⇒**6年**

○以下の事項の変更があった場合、もしくは事業の休止・廃止等があった場合は速やかに市まで届出をお願いいたします

- ①事業所の名称及び所在地
- ②申請者の名称,主たる事務所の所在地,
その代表者の指名・生年月日・住所,職名
- ③事業開始予定日
- ④申請者の登記事項証明書または条例等
- ⑤建物の構造及び平面図, 設備の概要
- ⑥利用者の推定数

- ⑦事業所の管理者の氏名, 生年月日, 住所
- ⑧運営規定
- ⑨利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑩事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- ⑪誓約書
- ⑫その他必要事項

緩和型サービス指定に係る諸手続き

◆指定後に関して…

《注意事項》

○緩和型サービスは給付管理の対象となります

緩和型サービスは支給限度額の対象となるため、国保連への請求があります。

○高額介護などの対象となります

高額介護予防サービス費事業を始めとした、各種助成事業の対象となります。

○他市町村の方の利用について

基本的に他市町村の方の利用はできません。（次ページで詳細を掲載いたします）

緩和型サービス指定に係る諸手続き

◆指定後に関して…

《注意事項》

○他市町村の方の利用について

市外在住の方が土浦市から指定を受けた事業所を利用する場合は、**その利用者の市町村から指定を受ける必要があります。**

⇒ただし、その方が**住所地特例者の場合は、土浦市のみの指定で受け入れることができます。**

質問票について

本日の説明会，総合事業に関するご質問がありましたら，メールにて質問を受け付けます。所定の様式により，下記のとおり提出してください。

質問票様式 「総合事業質問票」のとおり(市HP掲載)

受付期限 平成31年3月22日(金)

回答公開 市ホームページ上にて，
平成31年4月12日(金)以降順次公開します。

市HP > くらし > 福祉[高齢者福祉] > 土浦市介護予防・日常生活支援総合事業
> 総合事業に関する事業所向け情報

※ 期限を過ぎても疑義が生じた場合は，ご質問ください。
順次ホームページ上で公開していきます。
(ある程度まとめたの回答となりますので，時間がかかる場合があります)

今後の連絡等について

今後、総合事業に関する事業者の皆様への連絡事項等につきましては、**市ホームページ上にて連絡すること**を原則とします。
事業者の皆様は定期的にホームページの確認をいただきまして、情報取得の漏れなどがないよう、ご注意願います。

市HP > くらし > 福祉[高齢者福祉] > 土浦市介護予防・日常生活支援総合事業

※事業所の指定・取消し等の通知に関しては、文書での対応となります。

ご協力よろしくお願ひします。

ご清聴ありがとうございました。



土浦市イメージキャラクター つちまる